

菜の花館園原 運営規程

〔共用型指定認知症対応型通所介護・共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人なごみの杜が開設する「菜の花館園原」(以下「事業所」という。)が行う共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で共用型指定認知症対応型通所介護等の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要介護又は要支援状態にある認知症高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な共用型指定認知症対応型通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話(支援)及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持(回復)並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 菜の花館園原
- 二 所在地 群馬県沼田市利根町園原870

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共用型指定認知症対応型通所介護等の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 介護従業者 利用者3名に対して介護従業者が1名以上
入浴、排泄、食事の介護等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 二 サービス提供時間 午前8時00分から午後7時00分までの間とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は4名とする。

(認知症対応型通所介護の内容)

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（個別訓練、日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 食事の提供
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用。
- 二 食事の提供に要する費用。
- 三 その他共用型指定認知症対応型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沼田市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又は蔓延の防止を図るた

め、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

- 第12条 従業者は、共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
 - 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
 - 4 事業者は、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第15条 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身

の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録することとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第 17 条 共用型指定認知症対応型通所介護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。
- 4 事業所は、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、市町村等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(個人情報の保護)

第 18 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(地域との連携など)

第 19 条 共用型指定認知症対応型通所介護等の事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民

の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、共用型指定認知症対応型通所介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 共用型指定認知症対応型通所介護等の事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第21条 事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 随時

- 2 事業所は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。また、従業者からの相談に対応する担当者をあらかじめ定め、相談に対応するための窓口を設置し従業者に広く周知するものとする。
- 3 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。

別表(第8条関係)

1. 事業の実施地域を超えて行う送迎の費用

料金の種類	通常の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごと
送迎費用	50円/km

2. 食事の提供に要する費用(1日あたり)

料金の種類	朝食	昼食	夕食
食費	401円 /日	522円 /日	522円 /日

3. その他の費用

料金の種類	金 額
特別な食事の費用	実費(利用者の希望による)
日常生活費	実費(個人で使用するもの等)
教養娯楽に要する費用	材料費の実費(利用者の趣味によるもの等)
複写物の交付	1枚につき 10円